

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月28日

【会社名】 ウエスタン・デジタル・コーポレーション
(Western Digital Corporation)

【代表者の役職氏名】 シンシア・トレギリス
執行副社長、最高法務責任者兼秘書役
(Cynthia Tregillis, Executive Vice President, Chief Legal Officer and Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国カリフォルニア州95119、サンノゼ、
グレート・オークス・パークウェイ5601
(5601 Great Oaks Parkway, San Jose, CA 95119, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 (03)6271-9900

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ウエスタン・デジタル・コーポレーション普通株式(額面金額：0.01米ドル)の取得に係る新株予約権証券

当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

【届出の対象とした募集金額】 0.00米ドル(0円)(注1)
6,939,750米ドル(1,042,558,643円)(見込額)(注2)(注3)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額。

(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。

(注3) 金額の詳細については第一部「証券情報」を参照のこと。

注記：

1. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「WDC」又は「ウエスタン・デジタル」とは、文脈に応じてウエスタン・デジタル・コーポレーション又はウエスタン・デジタル・コーポレーション及びその子会社を指す。
2. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1米ドル＝150.23円の換算率（2025年2月25日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。
3. 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新株予約権証券の募集】

(1)【募集の条件】

発行数	148,869個(見込数)(注1)
発行価額の総額	無償
発行価格	無償
申込手数料	該当事項なし。
申込単位	1個
申込期間	自2025年3月8日 至2025年3月18日（注2）
申込証拠金	該当事項なし。
申込取扱場所	申込みは、通常、E*TRADE申込サイト又はE*TRADEが使用不可能の場合は当社の社内ウェブサイトにおいて電磁的に受付を行う。オンライン申込が不可能の場合は、書面での申込書をそれぞれの人事部宛に送付すること。
割当日	2025年4月1日
払込期日	該当事項なし。
払込取扱場所	該当事項なし。

(注1) 各新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、当社の普通株式1株を購入するための株式購入権である。よって、上記「発行数」は、本新株予約権の目的となる株式数と同数を記載した。

(注2) 申込期間中、適格従業員は本プラン（以下に定義される。）への参加を選択することができる。プラン参加者（以下に定義される。）は、次回募集への参加を希望する場合（ただし、プラン参加者は参加を要求されない。）、当社が申込のために定める指示に従わなければならない。本有価証券届出書に関する募集期間は2025年4月1日に開始し、2025年5月31日に終了する。

(摘 要)

プランの採択及び対象者

本募集は、2005年9月20日開催の当社の取締役会（以下「取締役会」という。）により当初採択されたウエスタン・デジタル・コーポレーション修正・改訂2005年エンployee・ストック・パーチェス・プラン（以下「本プラン」という。）に基づくものである。本プランは、2022年8月25日に取締役会によって修正・改定され、かかる修正・改定は2022年11月16日に開催された当社の年次株主総会によって承認された。本募集は、2025年1月23日に採択された取締役会の報酬及び人材委員会の決議により特別に承認されたものであり、本プランの一時停止及び本プランに基づく新株予約権の募集の実施を承認する権限を、当社のチーフ・ピープル&インクルージョン・オフィサー又はこれに準ずる役割を担う者に委譲し、募集期間を短縮したものである。

本募集は、本プランに基づき、本邦子会社の適格従業員約974名に対し、新株予約権証券を発行するものである。ここにいう本邦子会社とは、ウエスタンデジタルテクノロジーズ合同会社（本邦における有限責任会社であり、当社の100%間接所有子会社）、ウエスタンデジタル合同会社（本邦における有限責任会社であり、当社の100%間接所有子会社）及びウエスタンデジタルマーケティング合同会社（本邦における有限責任会社であり、当社の100%間接所有子会社）を指す。

本プランに申し込む当社又は参加子会社（本プランに定義される。）の各適格従業員（以下「従業員」という。）は「プラン参加者」という。

プランの目的

本プランの目的は、当社及びその参加子会社の現在及び将来の従業員に対し、当社の普通株式（以下「当社普通株式」という。）の購入を通じて当社の持分を取得する機会を提供することにある。

プランの実施

従業員は、本プランへの加入手続きを行い、各募集期間（以下に定義される。）中に自己の適格報酬（本プランに定義される。）の1%から10%の給与天引による積立金（以下「拠出金」という。）を拠出することで、本プランの参加者となることができる。本プランは、通常連続した24か月間の募集期間を有し、さらに募集期間は通常6か月間の購入期間（以下「購入期間」という。）を4期間有する。参加者に対する給与天引は、加入日以後最初に到来する給与日に開始し、参加する募集期間における最後の給与日に終了する（参加者がより早期に本プランを終了した場合は、この限りでない。）。

適格従業員は、ある募集期間の加入日現在において、かかる加入申請時点で既に実施中の先行募集期間に参加していない場合に限り、当該募集期間に参加できるものとする。

本募集の募集期間は、2025年4月1日に開始し、2025年5月31日に終了する。購入期間は、2025年4月1日に開始し、2025年5月31日に終了する。プラン参加者は、適用のある購入期間にプラン参加者が承認した給与天引による拠出金を用いて、(1)当社普通株式が購入される購入日（本プランに定義される。）における当社普通株式の公正市場価格（本プランに定義される。）の95%、又は(2)適用募集期間の加入日（本募集では2025年4月1日）における当社普通株式の公正市場価格の95%、のいずれか少ない額に相当する購入価格（以下「購入価格」という。）により、当社普通株式を購入することができる。ただし、委員会は、その裁量において、1つ以上の購入期間を含む募集期間の購入日現在に決定される公正市場価格が、かかる募集期間の加入日現在の公正市場価格を下回った場合、かかる募集期間の購入日において全参加者の参加は終了すること、そして当該参加者はかかる購入日直後に開始する次の募集期間に加入する旨の決定を下すことができる。（かかる決定は、委員会による決定後に開始される最初の募集期間から有効となる。）。

1暦年における当社、その子会社及び親会社の全ての従業員株式購入制度に基づくいずれの時点でも未行使の株式購入権について、当社普通株式の公正市場価格（かかる購入権が付与される時点で決定される、当該制度に基づく割引購入価格を適用する前の価額）において25,000米ドルを超過する額の権利を付与されることはない。日本の全従業員が本プランへの参加を選択し、1人当たりの最大購入額である、購入期間における自己の適格報酬の10%を拠出した（但し、かかる新株予約権が残存する1暦年中に、23,750米ドル（25,000米ドルの95%）の年間上限額を超えない範囲。）と仮定した場合、本募集にかかわる募集期間（自2025年4月1日至2025年5月31日）における拠出金の最大見込額は、6,939,750米ドル（1,042,558,643円）となる。本届出書においては、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、上記拠出金の最大見込額を、2025年2月25日の当社普通株式のNASDAQにおける終値49.07米ドル（7,372円）の95%の値（46.62米ドル（7,003円））で除することにより算出される。なお、本プランへの参加の選択及び拠出率の承認に関して、各プラン参加者は、委員会（以下に定義される。）が規定する手続きに従うものとする。

プランの運営及び管理

本プランは、取締役会又は取締役会が指定する委員会（本届出書においてはいずれの場合も「委員会」という。）が運営する。

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	本新株予約権は、プラン参加者の拠出金（ただし、かかる新株予約権が残存する1暦年中の1人当たりの購入額は23,750米ドル（25,000米ドルの95％）を上限とする。）を用いて、(1)購入日における当社普通株式の公正市場価格の95％、又は(2)適用募集期間の初日における当社普通株式の公正市場価格の95％、のいずれか少ない額に等しい購入価格により、当社普通株式を購入する権利である。最終的な購入価格は、購入日まで明らかにならない。 したがって、当社普通株式の時価が下落した場合、本新株予約権の購入価格も下落し、よって「新株予約権の目的となる株式の数」は増加する（ただし、当該購入権の対象となる株式数は、(i)40,000米ドルを(ii)加入日現在の普通株式の公正市場価格に95％を乗じた価格で除した数の5倍を超えないものとする。）。しかしながら、拠出金は、プラン参加者がその拠出金を減額又は本プランから脱退しない限り（本プランに基づき、いずれも認められる。）、株価によって変動することはない。 「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される購入期間中の拠出金を、(1)購入日における当社普通株式の公正市場価格の95％、又は(2)適用募集期間の初日における当社普通株式の公正市場価格の95％、のいずれか少ない額に等しい購入価格で除することにより算出される。ただし、下記のとおり「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、株価によって変動しない。 本プランの目的は、従業員に当社普通株式を購入する機会を提供し、それにより、当社の発展に貢献することを更に促すことにある。本プランへの参加は任意であり、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は、報酬の最大10％により積み立てられた拠出金により決定される（ただし、かかる新株予約権が残存する1暦年中の1人当たりの購入額は23,750米ドル（25,000米ドルの95％）を上限とする。）。よって、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」の下限は定められていない。 さらに、本プランに基づき全世界で発行可能な株式総数は43,000,000株を超えないものとする。 各プラン参加者の本新株予約権の目的となる株式は、必要な場合は米ドルへ換算後、各購入日に各プラン参加者のために自動的に購入される。 しかしながら、取締役会（又は必要に応じて委員会）は、その唯一の裁量において、いかなる時も本プランを終了又は停止することができる。 さらに、以下の場合、本新株予約権は消滅し、これにより本新株予約権が行使されない可能性がある。 ・ プラン参加者が、募集／購入期間中に本プランから脱退した場合 ・ プラン参加者が、その本新株予約権が未行使である間に従業員でなくなった場合 委員会は、再組替、資本再構成、株式分割（株式配当の形式による株式分割を含む。）若しくは株式併合；合併、結合、統合若しくはその他の組織再編；普通株式に関連するいかなるスピンオフ、分割若しくは類似の非経常的な配当分配；又は普通株式若しくは当社のその他有価証券の交換若しくは普通株式に関連したそれらに類似する、非経常的若しくは特別な会社取引等、一定の状況において、本プランに基づき発行される普通株式の数及び種類並びに発行済みの購入権の行使価格を公平かつ比例的に調整するものとする。詳細は本プラン第16条を参照のこと。当社は、本プラン上、本新株予約権を取得する権利を有していない。
---------------------------------	--

新株予約権の目的となる株式の種類	ウエスタン・デジタル・コーポレーション 記名式普通株式(1株当たり額面金額0.01米ドル)(注1)(注2)
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権 1 個につき 1 株 全体で148,869株(見込数)(注2)(注3)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権 1 個につき 46.62米ドル(7,003円)(見込額)(注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	6,939,750米ドル(1,042,558,643円)(見込額)(注5)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格：46.62米ドル(7,003円)(注4) 資本金組入額：1株当たり0.01米ドル(2円)(注5) (発行価格については見込額)
新株予約権の行使期間	2025年5月31日(注6)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	モルガンスタンレー・スミス・バーニーLLC アメリカ合衆国 10577 ニューヨーク州バーチェス ウエストチェスター・アヴェニュー2000
新株予約権の行使の条件	本プラン第9条及び第11条を参照のこと。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本プラン第14条を参照のこと。
代用払込みに関する事項	該当なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	本プラン第16条を参照のこと。

(注1) 本新株予約権の目的となる株式は、新規発行株式又は自己株式を使用する予定である。

(注2) 委員会は、再組替、資本再構成、株式分割（株式配当の形式による株式分割を含む。）若しくは株式併合；合併、結合、統合若しくはその他の組織再編；普通株式に関連するいかなるスピンオフ、分割若しくは類似の非経常的な配当分配；又は普通株式若しくは当社のその他有価証券の交換若しくは普通株式に関連したそれらに類似する、非経常的若しくは特別な会社取引等、一定の状況において、本プランに基づき発行される普通株式の数及び種類並びに発行済みの購入権の行使価格を公平かつ比例的に調整するものとする。詳細は本プラン第16条を参照のこと。

(注3) プラン参加者は、購入日において、適用される購入期間中に積み立てた拠出金を用いて、(1)購入日における当社普通株式の公正市場価格の95%、又は(2)適用募集期間の初日における当社普通株式の公正市場価格の95%、のいずれか少ない額に等しい購入価格により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本届出書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、適用される募集期間における拠出金の最大見込額（プラン参加者全員が本プランに参加し、1人当たりの最大購入額である、募集期間における自己の適格報酬の10%を拠出した（但し、かかる新株予約権が残存する1暦年中に、23,750米ドル(25,000米ドルの95%)の年間上限額を超えない範囲。）と仮定した場合の金額）6,939,750米ドル(1,042,558,643円)を、2025年2月25日の当社普通株式のNASDAQにおける終値49.07米ドル(7,372円)の95%の値(46.62米ドル(7,003円))で除することにより算出される。

(注4) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の目的上、2025年2月25日におけるNASDAQにおける当社普通株式の終値49.07米ドル(7,372円)の95%の価格(46.62米ドル(7,003円))とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に算出した。

(注5) 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である(注3参照)。そこで、説明の目的上、募集期間におけるプラン参加者による拠出金の最大見込額とした。

(注6) 各購入日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

(摘 要)

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの主な目的は資金調達ではなく、当社及びその参加子会社の現在及び将来の従業員に対し、当社の普通株式の購入を通じて当社の持分を取得する（又は既存の持分を増やす）機会を提供することにある。本プランに基づき発行される、参加者が購入可能な留保株式数は、合計で普通株式43,000,000株であり、委員会は随時、株主の承認なく、本プラン

ンに基づく購入期間中に個人が取得可能な株式数に関して上限数を定めることができる。本プランに基づく発行株式数の上限を設けることにより既存株主が所有する持分の希薄化は制限される。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

条件等は本プラン及び委員会の定める所定の加入申込書に記載されている。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし。

提出者の株券の質借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合にはその内容

該当事項なし。

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当

本新株予約権は、本新株予約権の購入日である2025年5月31日において、全て自動的に行使される。

いかなるプラン参加者も、本プランに基づく購入権の対象となる当社普通株式に関して、当社普通株式が購入され、プラン参加者へ又はプラン参加者のための口座に交付されるまで、いかなる議決権、配当権又はその他の株主の権利を有しないものとする。

本新株予約権の行使及び株券の交付により当社の株主となったプラン参加者は、当社の他の株主と同様に、取締役会がその裁量において、プラン参加者が当該株式を保有している間に生じる基準日とともに宣言する配当を受領することができる。

株券の交付

当社は、本新株予約権の行使後できるだけ速やかに、当社普通株式の購入記録をプラン参加者に交付するものとする。購入日以降にプラン参加者の口座に残存する、1単元の株式を購入するには足りない分の金額は、次回の購入日まで、当該口座に保管されるものとする。委員会は、株式を直接委員会が指定する仲介業者に又は当社の指定代理人に寄託するよう許可する又は義務付けることができ、また委員会は、株式の名義書換につき、電子的方式又は自動的方式を利用することができる。委員会は、一定の期間、当該仲介業者若しくは代理人に株式を寄託しておくことを定めることができ、及び／又は内国歳入法第423条の要件を満たすことを企図した本プランの条項（本プランに従い、米国におけるプラン参加者に適用される。）に基づき取得した株式の不適切な処分を把握する上で適切とみなされる場合、若しくは委員会の定めるその他の目的により、他の方策をとることができる。

（３）【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

２【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
6,939,750米ドル (1,042,558,643円) (注)	0米ドル (0円)	6,939,750米ドル (1,042,558,643円) (注)

(注) 当該金額は、日本における従業員全員が本プランに参加し、1人当たりの最大購入額である、募集期間における自己の適格報酬の10%を拠出した（但し、かかる新株予約権が残存する1暦年中の間に、23,750米ドルの年間上限額を超えない範囲。）と仮定した場合の金額と仮定した場合の見込額である。

(2)【手取金の使途】

株式購入権の行使によって得られる差引手取総額の概算額6,939,750米ドル（1,042,558,643円）は、設備投資及び業務運営上の経費支払を含むがそれに限定されない一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本有価証券届出書に基づく募集の対象である本新株予約権と同一の種類の新株予約権の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

(1)有価証券の種類及び銘柄

新株予約権証券。当該有価証券は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(2) 新株予約権の内容等

(a) 発行数： 5,998,777個（見込数）。発行見込数は、本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。

(注) 本書提出日現在、本募集における購入期間（2025年4月1日から2025年5月31日まで）に適用される拠出額及び購入価格は確定していない。そこで、便宜上、全適格従業員が本プランに参加し、最大購入額である自己の適格報酬の10%を拠出したと仮定すると、かかる募集期間における拠出金の最大見込額は279,642,000米ドル（42,010,617,660円）となる。「新株予約権の発行（見込）数」は、便宜上、上記の拠出金の最大見込額を、2025年2月25日の当社普通株式のNASDAQにおける終値49.07米ドル（7,372円）の95%の値（46.62米ドル（7,003円））で除することにより算出される。

(b) 発行価格：無償

(c) 発行価額の総額：無償

(d) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類

ウエスタン・デジタル・コーポレーション記名式普通株式（1株当たり額面金額0.01米ドル）

(注)本プランに基づき発行される普通株式は、当社が保有する自己株式又は新規発行株式によるものである。

委員会は、再組替、資本再構成、株式分割（株式配当の形式による株式分割を含む。）若しくは株式併合；合併、結合、統合若しくはその他の組織再編；普通株式に関連するいかなるスピノフ、分割若しくは類似の非経常的な配

当分配；又は普通株式若しくは当社のその他有価証券の交換若しくは普通株式に関連したそれらに類似する、非経常的若しくは特別な会社取引等、一定の状況において、本プランに基づき発行される普通株式の数及び種類並びに発行済みの購入権の行使価格を公平かつ比例的に調整するものとする。詳細は本プラン第16条を参照のこと。

2. 株式の内容

- イ 配当請求権 その時点で発行済である優先配当権つき種類株式の保有者が有する優先権を条件とし、普通株式の保有者は、取締役会が配当宣言をした時点で、同宣言が定める通り、当該目的のために適法に使用可能である会社の資産から、取締役会が随時宣言する配当を受領する権利を有する。
- ロ 清算権 その時点で発行済である優先清算権つき種類株式の保有者が有する優先権を条件とし、会社の清算、解散又は整理の際に、会社の資産は普通株式の保有者に対し分配される。
- ハ 償還 普通株式は償還不能である。
- ニ 議決権 各普通株式に対し保有者は1議決権を有し、当社の付属定款にしたがいすべての株主総会の招集通知を受ける権利を有し、かつ法律で定められる議案について、法律で定められる方法により投票を行う権利を有するものとする。

3. 株式の数

発行済本新株予約権の行使に際し発行される株式数は、購入期間において参加者から給与天引きにより拠出される金額を、かかる購入期間に有効である購入価格で除して算出される整数の総数である。

5,998,777株（新株予約権がすべて行使された場合の見込数）

（注）委員会は、再組替、資本再構成、株式分割（株式配当の形式による株式分割を含む。）若しくは株式併合；合併、結合、統合若しくはその他の組織再編；普通株式に関連するいかなるスピノフ、分割若しくは類似の非経常的な配当分配；又は普通株式若しくは当社のその他有価証券の交換若しくは普通株式に関連したそれらに類似する、非経常的若しくは特別な会社取引等、一定の状況において、本プランに基づき発行される普通株式の数及び種類並びに発行済みの購入権の行使価格を公平かつ比例的に調整するものとする。詳細は本プラン第16条を参照のこと。

（注）プラン参加者は、募集期間中の購入期間の購入日において、適用される購入期間中に積み立てた拠出金を用いて、NASDAQにおける(1)募集期間の初日における当社普通株式の公正市場価格の95%、又は(2)本新株予約権の購入日における当社普通株式の公正市場価格の95%、のいずれか少ない額に等しい購入価格により、当社普通株式を購入することができる。したがって、本書提出日現在、「新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、「新株予約権の目的となる株式の数」は、募集期間における拠出金の最大見込額（プラン参加者全員が本プランに参加し、1人当たりの最大購入額である、募集期間における自己の適格報酬の10%を拠出したと仮定した場合の金額（但し、かかる新株予約権が残存する1暦年中の間に、23,750米ドル（25,000米ドルの95%）の年間上限額を超えない範囲。））279,642,000米ドル（42,010,617,660円）を、2025年2月25日の当社普通株式のNASDAQにおける終値49.07米ドル（7,372円）の95%の値（46.62ドル（7,003円））で除することにより算出される。

(e) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個につき46.62米ドル（7,003円）（見込額）

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：279,642,000米ドル（42,010,617,660円）

（注）委員会は、再組替、資本再構成、株式分割（株式配当の形式による株式分割を含む。）若しくは株式併合；合併、結合、統合若しくはその他の組織再編；普通株式に関連するいかなるスピノフ、分割若しくは類似の非経常的な配当分配；又は普通株式若しくは当社のその他有価証券の交換若しくは普通株式に関連したそれらに類似する、非経常的若

しくは特別な会社取引等、一定の状況において、本プランに基づき発行される普通株式の数及び種類並びに発行済みの購入権の行使価格を公平かつ比例的に調整するものとする。詳細は本プラン第16条を参照のこと。

(注)上記のとおり、購入価格は確定されていないため、便宜上46.62米ドル(7,003円)(2025年2月25日における当社普通株式のNASDAQにおける終値49.07米ドル(7,372円)の95%の値)が記載されている。購入期間における実際の購入価格は、NASDAQにおける(1)募集期間の初日における当社普通株式の公正市場価格の95%、又は(2)本新株予約権の購入日における当社普通株式の公正市場価格の95%、のいずれか少ない額に等しい金額となる。(上記(2)-(d)-(3)を参照のこと。)

(注)上記のとおり、拠出金額は確定されていないため、「本新株予約権の行使時の払込金額の総額」は、便宜上、適用ある募集期間における参加者による拠出金の最大見込額に基づき算定される。(上記(2)-(d)-(3)を参照のこと。)

(f) 新株予約権の行使期間

購入日：2025年5月31日

(注) 本新株予約権は、購入日に自動的に行使される。

(g) 新株予約権の行使の条件

上記「第1 募集要項 - 1 新規発行新株予約権証券 - (2) 新株予約権の内容等 - 新株予約権の行使の条件」及び「第4 その他 - 2 その他の記載事項」に記載のプラン第9条及び第11条を参照のこと。

(h) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり0.01米ドル(2円)

(i) 新株予約権の譲渡に関する事項

「第1 募集要項 - 1 新規発行新株予約権証券 - (2) 新株予約権の内容等 - 新株予約権の譲渡に関する事項」を参照のこと。

(3) 発行方法

本新株予約権は、本プランに参加する資格を有する本邦以外の当社及び当社の関係会社の適格従業員39,248名に対し募集が行われる。

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし。

(5) 募集又は売出しを行う地域(日本を除く)

オーストラリア、中国、チェコ共和国、デンマーク、フランス、ドイツ、香港、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、韓国、マレーシア、オランダ、フィリピン、ポーランド、シンガポール、スペイン、スウェーデン、台湾、タイ、UAE、英国、米国

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の額： 279,642,000米ドル(42,010,617,660円)

（注）手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額（279,642,000米ドル（42,010,617,660円））を合算した金額から、新規発行株式の発行諸費用の概算額0米ドル（0円）を控除した金額である。

手取金の使途： 本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額の概算額（279,642,000米ドル（42,010,617,660円））は、設備投資及び業務運営上の経費支払を含むがそれに限定されない一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 新規発行年月日

2025年4月1日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし。

(9) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項

(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

上記「第1 募集要項 - 1 新規発行新株予約権証券 - (2) 新株予約権の内容等 - 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「第1 募集要項 - 1 新規発行新株予約権証券 - (2) 新株予約権の内容等」欄外の（摘要）を参照のこと。

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）についての取得者（当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を取得しようとする者をいう。以下、同じ。）と提出会社との間の取決めの内容

上記「第1 募集要項 - 1 新規発行新株予約権証券 - (2) 新株予約権の内容等」欄外の（摘要）を参照のこと。

(d) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

上記「第1 募集要項 - 1 新規発行新株予約権証券 - (2) 新株予約権の内容等」欄外の（摘要）を参照のこと。

(e) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがある場合にはその内容

上記「第1 募集要項 - 1 新規発行新株予約権証券 - (2) 新株予約権の内容等」欄外の（摘要）を参照のこと。

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

上記「第1 募集要項 - 1 新規発行新株予約権証券 - (2) 新株予約権の内容等」欄外の（摘要）を参照のこと。

(10) 第三者割当の場合の特記事項

該当事項なし。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他】

1【法律意見】

当社の執行副社長、最高法務責任者兼秘書役であるシンシア・トレギリス氏より以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (i) 当社は、デラウェア州法に基づく会社として適法に設立され、有効に存続している。
- (ii) 当社は、本有価証券届出書の記述に従い、適法に新株予約権証券の募集を行うことができる。
- (iii) 本有価証券届出書に含まれるアメリカ合衆国及びデラウェア州の法規制に関する記載はすべての重要な点において正確である。
- (iv) 当社による、又は当社の為の本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）の関東財務局長に対する提出は、適法に授權されている。
- (v) 当社を代理して、また当社の為に本有価証券届出書（その訂正届出書を含む）を作成し、日本国関東財務局長に提出することその他本プランに基づく日本における新株予約権証券の募集の届出に関する一切の行為につき、松添聖史及び渡邊大貴の各氏は、各々個別に、当社により当社の日本における代理人として適法に指名されている。

2【その他の記載事項】

目論見書「第一部証券情報」、「第3.その他の記載事項」に、以下に掲げる「ウエスタン・デジタル・コーポレーション修正・改定2005年エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン」の訳文掲げる。

（和訳）

ウエスタン・デジタル・コーポレーション

修正・改定2005年エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン

ザ・ウエスタン・デジタル・コーポレーション修正・改訂2005年エンプロイー・ストック・パーチェス・プラン（その後の修正・改定を含む。）（以下「本プラン」という。）は、以下の諸条件に従って策定され、運営されている。

1. 定義

本プランにおいて、以下の用語は下記に記載の意味を有する。

- (a) 「取締役会」とは、当社の取締役会をいう。
- (b) 「内国歳入法」とは、1986年内国歳入法（その後の改正を含む。）をいう。
- (c) 「委員会」とは、下記第4条に記載のある、本プランの運営者として取締役会が任命した委員会をいう。
- (d) 「普通株式」とは、当社の普通株式（額面金額0.01米ドル）をいう。
- (e) 「当社」とは、デラウェア州法人である、ウエスタン・デジタル・コーポレーションをいう。

(f) 「継続勤務」とは、当社及び/又はその参加子会社の従業員としての勤務を中断又は終了していない状態をいう。当社による書面合意のある休暇は、継続勤務の中断と解釈されないものとする（但し、かかる休暇の期間が3か月以内であるか、又はかかる休暇の満了後の再雇用が契約又は法令上保証されていることを条件とする。）。参加子会社が子会社でなくなった場合、当該子会社に雇用されている各人は、他の当社関連会社の従業員として勤務を続ける場合を除き、当該参加子会社が子会社でなくなった時点において、本プランにおける継続勤務が中断したものとみなされる。

(g) 「適格報酬」とは、各参加者が各支払期間中に当社又は参加子会社から支払われる一切の給与及び賃金（コミッション、賞与（以下で除外されるものを除く。）、超過勤務手当及びシフト勤務手当を含む。）をいう。委員会によって別途決定のある場合を除き、「適格報酬」には、以下を含まない。

- () 当社又は参加子会社が年金制度又は繰延報酬制度に拠出した拠出金
- () 自動車又は転居手当（又はこれら経費の払戻金）
- () 不定期的に支払われる報酬（スターティング・ボーナス、仲介手数料その他の特別賞与等）
- () 適格若しくは非適格ストックオプション又はその他の株式報酬に基づき又はこれに関して実現された金額
- () 医療福祉、入院及び団体信用生命保険の給付金等のその他の付加給付若しくは諸手当のために当社若しくは参加子会社によって支払われる金額、又はこれら給付に代わって支払われる、内国歳入法第125条に基づく適格プランに基づいて生成された現金収入等の金額

(h) 「適格従業員」とは、以下の従業員をいう。

- () 1暦年あたり5か月間以上、且つ週20時間以上、慣行的に勤務を行う者。
- () 下記第5条に記載のある本プランへの参加資格を有する者。

いずれかの者が、(a)税務当局その他の政府機関が施行する措置を理由として当社若しくはその参加子会社の一つの従業員若しくはCOMMON LAW上の従業員として組分け若しくは再組分けがなされた従業員の場合、又は(b)継続雇用が2年間経過するまで本プランに加入しないものとする旨を定めた雇用契約書を有する従業員の場合、かかる従業員が適格従業員となるためには、上述の(i)及び(ii)の基準を満たし、且つ当社又はその参加子会社によって2年以上継続雇用されていることが条件となる。本プランに基づく購入権の付与が法律によって禁じられている海外法域、又はかかる法域の法律の

順守が内国歳入法第423条の要件に違反する結果をもたらす海外法域の場合、当該海外法域の市民又は住民である従業員は、「適格従業員」に含まれないものとする。本第1条(h)に基づく除外は、米国財務省規定第1条423-2(e)において求めのある範囲において、本プランに基づき株式購入権を付与される一切の従業員に対して、同一の方法において適用されるものとする。

(i) 「従業員」とは、当社又はそのいずれかの参加子会社によって現在雇用されている各人をいう。当社又はその参加子会社の帳簿及び名簿に、独立契約業者、コンサルタント、又は人材派遣期間から幹旋をうけた派遣社員である者として記されている者は含まれないものとする。

(j) 「加入日」とは、各募集期間の初日をいう。

(k) 「購入日」とは、本プランに基づき付与される普通株式の購入権が本プラン第11条に定めるとおりに行使される、本プラン第6条に従って委員会が設定した、募集期間中の1又は複数の日をいう。

(l) 「購入期間」とは、本プランに基づく普通株式購入のために、各購入日に給与からの控除額が積み立てられる、本プラン第6条に従って委員会が策定した、募集期間中の1又は複数の期間をいう。

(m) 「購入価格」とは、以下の第10条に定めるとおり決定された、ある募集期間において募集がなされた株式の1株当たり価格をいう。

(n) 「公正市場価格」とは、いずれかの加入日又は購入日（又は新規購入日）現在における普通株式のNASDAQ株式市場における（通常取引における）終値（又は、NASDAQ株式市場で当該株式の取引がなされていない場合は、当該株式がその時点で上場されている若しくは取引を許可されている主要な国内証券取引所（以下「取引所」という。）における終値）をいう。かかる終値を加入日又は購入日又は新規購入日に利用できない場合、かかる日における普通株式の公正市場価格は、普通株式の売却が行われた日の直前の日における取引所の普通株式の（通常取引における）終値とする。適用ある日現在、普通株式の上場が廃止されているまたは取引所において活発な取引が行われていない場合、普通株式の公正市場価格は、その状況における選択肢の目的のために委員会が合理的に決定したその他の価格、とする。

(o) 「新規購入価格」とは、本プラン第16条(b)に記載のある特定の状況において、当社の全ての若しくは実質的に全ての資産を売却する場合、又は当社が他の企業若しくは事業体と合併する場合に、取締役会が設定する新たな購入価格をいう。

(p) 「募集期間」とは、本プランに基づき株式購入権が付与される期間をいう。その日時及び期間については、本プラン第6条に従って委員会が設定する。

(q) 「親会社」とは、国内外の、当社の全種類の株式又はその他の持分の総議決権の50%以上を直接又は間接保有し、且つ別途内国歳入法第424条(e)又はその承継規定の意味において「親会社（parent corporation）」としての資格を有する企業をいう。

(r) 「参加者」とは、下記第7条に定めるとおり当社との加入契約を提出し、本プランに参加することを選択した適格従業員をいう。

(s) 「参加子会社」とは、委員会がその唯一の裁量において本プランへの参加から除外した子会社を除く、一切の子会社をいう。

(t) 「本プラン」とは、ウエスタン・デジタル・コーポレーション・修正・改定2005年エンプロイー・ストック・パーチェス・プランをいう。

(u) 「子会社」とは、国内外における、当社が全種類の株式又はその他の持分の総議決権の50%以上を直接又は間接保有し、且つ別途内国歳入法第424条(e)又はその承継規定の意味において「子会社（subsidiary corporation）」としての資格を有する企業をいう。

2. 本プランの目的

本プランの目的は、当社及びその参加子会社の現在及び将来の従業員に対し、当社の普通株式の購入を通じて当社の持分を取得する（又は既存の持分を増やす）機会を提供することにある。本プランは、内国歳入法第423条に基づく「従業

員株式購入プラン（employee stock purchase plan）」としての適格を有することを意図して設計されている。したがって、本プランの規定は、内国歳入法第423条の要件に沿った方法において運営、解釈、且つ理解されるものとする。

3. 本プランに留保される株式

(a) 本プランに基づき発行される、参加者が購入可能な留保株式数は、合計で普通株式43,000,000株とする（下記第16条に定める調整に従うことを条件とする。）。本プランの対象となる普通株式には、新規発行株式又は相対取引や公開市場において再取得された株式が充当される。留保株式を購入する権利が、何らかの理由で参加者によって行使されなかった場合、又はかかる権利が本プランの定めに従って終了した場合、本プランに基づき購入されることのなかった株式は、本プランが終了することのない限り、本プランの目的において再び利用可能となるものとするが、本プランに基づき売却された一切の株式は、その源が何であれ、上述の制限に対して数えられるものとする。

(b) 委員会は随時、株主の承認なく、本プランに基づく購入期間中に個人が取得可能な株式数に関して上限数を定めることができる。かかる上限は、委員会がかかる上限数を定めた後に開始する最初の募集期間以降に発効するものとする。ただし、本プラン第16条に基づくかかる上限の調整の場合は、かかる調整が行われる時点において進行中の購入期間にも適用されるものとする。

4. 本プランの運営

(a) 本プランは、取締役会によって任命され、取締役会の随意に役務を提供する委員会によって運営される。委員会は、1934年米国証券取引所法（その後の改正を含む。）において制定された規則16b-3（その後の改定を含む。）の意味における「非従業員取締役」である、2名以上の取締役からなる。委員会は、本プランを解釈し、本プランに関連する諸規則を制定、改定、無効化する権限、そして本プランの運営に必要な又は望ましいその他一切の決定を下す権限を有し、かかるいずれの行為・決定も最終的、終局的であり、且つ一切の者を拘束するものとする。

(b) 委員会は、その絶対的な裁量において本プランの適切な運営のために必要又は適切であるとみなす、助言若しくは支援の依頼又は人員の雇用（証券仲介業者、銀行又は株式の購入、報告書の提出若しくは本プランのその他の管理を支援するその他の金融機関を含むがこれらに限定されない。）を行うことができる。

(c) 取締役会若しくは委員会又はそのメンバー、又はその指示において行為する者は、本プランに関して善意で行った行為、不作為、解釈、説明又は決定について責を有さず、かかる者はいずれも、法によって許容される最大限の範囲において、且つ/又はその時々で有効な取締役・役員賠償責任保険の範囲に基づき、かかる行為、不作為、解釈、説明又は決定から生じた申立、損失、損害又は費用につき、当社からの補償又は払戻しを受ける権利を有するものとする。

5. 本プラン参加のための適格性

内国歳入法第423条において課される制限事項に服することを条件として、加入日現在に当社又は参加子会社によって雇用されている適格従業員は、当該加入日より、適用募集期間に関して本プランに参加する資格を有する。

6. 募集期間

本プランの期間中、当社は各募集期間において、当該募集期間にかかる全参加者に対し、普通株式の購入権を付与する。委員会は随時、内国歳入法第423条の要件に沿って、本プラン期間において募集期間が提供される時期を決定し、そして加入日、購入期間の数及び期間、かかる各募集期間の（1つ又は複数の）購入日を設定するものとする。かかる決定は、委員会がこれらを下してから開始する最初の募集期間以降に有効となるが、いずれの募集期間も、連続して24か月を超えないものとする。内国歳入法第423条に沿う範囲において、委員会は、1又は複数の先行する募集期間が終了する前に新規の募集期間を開始するよう定めることができる。

7. 本プラン参加の選択権

(a) 各適格従業員は、委員会（又はその代理者）が定めた方法において、委員会（又はその代理者）が承認した書式の加入契約書に全て記入することで（委員会が加入契約書を不要とした場合は、委員会が定めた加入手続を別途完了させることで）、募集期間への参加を選択することができる。募集期間に参加するには、適用のある加入日より前に、加入契約書を当社に提出するか又は別途の手続を完了させなければならない（委員会がある募集期間に関する全適格従業員の加入契約書提出についてより早期の締切日を設定している場合は、この限りでない。）。適格従業員は、ある募集期間の加入日現在において、かかる加入申請時点で既に実施中の先行募集期間に参加していない場合に限り、当該募集期間に参加できるものとする。

(b) 参加者に対する給与天引は、加入日以後最初に到来する給与日に開始し、参加する募集期間における最後の給与日に終了する（本プラン第13条に定めるとおり参加者がより早期に本プランを終了した場合は、この限りでない。）。

(c) 参加者が次の募集期間の加入日までに別途プランからの脱退を選択していない限り、募集期間（以下「先行募集期間」という。）の最終購入日現在に当該募集期間に参加している適格従業員は、(i)次の募集期間に参加する選択をしたこと、且つ(ii)先行募集期間の満了又は終了直前に同参加者に適用されていた金額と同一の金額で、その次の募集期間についても給与天引が行われることにつき、承認したとみなされる。

(d) 委員会は、その裁量において、1つ以上の購入期間を含む募集期間の購入日現在に決定される公正市場価格が、かかる募集期間の加入日現在の公正市場価格を下回った場合、かかる募集期間の購入日において全参加者の参加は終了すること、そして当該参加者はかかる購入日直後に開始する次の募集期間に加入する旨の決定を下すことができる。（かかる決定は、委員会による決定後に開始される最初の募集期間から有効となる。）。この場合、かかる各参加者は、本プランの目的上、(i)かかる新規の募集期間に参加する選択をし、且つ(ii)先行募集期間の終了直前にかかる参加者に適用されていた額と同一の給与天引が、かかる新規の募集期間にも適用されることに了承した、とみなされるものとする。

8. 給与天引

(a) 全ての参加者による本プランへの拠出が、給与天引によるもののみとする。参加者が一募集期間に関して加入契約書を提出した時点において、当該参加者は、かかる募集期間内の各給与日に受領する適格報酬の最大10%（又は適用募集期間の開始前に委員会が設定するその他の上限）の金額が、当該募集期間内の各給与日に控除されることに了承するものとする。また、委員会は、給与天引に関してその他の制限、規則又は手続を定めることができる。委員会により別途定めのない限り、かかる給与天引額は、参加者の適格報酬の整数割合（1%、2%、3%等）とする。

(b) 参加者の給与天引による一切の拠出金は、当社の一般法人口座に預託され、当該参加者の本プラン用の口座に入金される。本プランに基づく参加者の給与天引については、いかなる利息も発生せず、また利息が入金されることはない。参加者は、かかる口座に支払いを追加することはできない。本プランに基づき当社が受領又は保持する一切の給与天引額は、何らかの事業目的において当社が使用できるものとし、また当社はかかる給与天引額を分離して保持する義務を有さないものとする。

(c) 参加者は、本プラン第13条に定めるとおり、本プランへの参加を中止することができる。募集期間の前もって委員会が別途定めない限り、参加者は、当社所定の書式における給与天引割合変更通知書に記入し当社に提出することで、募集期間中のいずれの時点においても（しかしながら暦年4回未満）（上記第8条(a)の制限に従うことを条件に）、自己の給与天引割合を引き下げる又は引き上げることができる。参加者の給与天引割合の引き下げは、参加者による変更通知書を当社が受領した後、実務上可能な限り速やかに有効となるが、いかなる場合も、参加者が当社に変更通知書を提出した日以降、当社（又は場合によっては参加子会社）の2回目の給与日より遅くに有効となることはない。参加者の給与天引割合の引き上げは、かかる募集期間内の次の購入期間の初日より有効となる（又は、かかる募集期間の最終購入日にかかる変更がされた場合は、次の募集期間の加入日）。

9. 購入権の付与

(a) 各募集期間の加入日において、各参加者は、本プラン第3条、第9条9(b)及び第18条に定める制限事項に従い、当該募集期間の各購入日において、当該購入日までの購入期間中に積み立てされた参加者の給与天引額を、かかる購入期間における購入価格（下記第10条で定めるとおり決定される。）で除すことにより決定される最大普通株式数を対象とする購入権を付与されるものとする。ただし、当該購入権の対象となる株式数は、(i)40,000ドルを(ii)当該募集期間の購入価格の算定に用いた割合（85%以上）で乗じた加入日現在の普通株式の公正市場価格で除した数の5倍を超えないものとする。

(b) 本プランで相反する定めのない限り、以下の場合、いかなる参加者も、本プランに基づく購入権を付与されないものとする。

(i) 付与により、その参加者（又は内国歳入法第424条(d)に従って当該参加者に起因する株式を有するその他の者）が、当社の又はその親会社若しくは子会社の全種類の株式の価額又は総議決権の合計の5%以上を有する株式及び/又は未行使の株式購入権を保有することになる場合

() 1暦年における当社、その子会社及び親会社の全ての従業員株式購入制度に基づくかかる参加者のいずれの時点でも未行使の株式購入権について、当社普通株式の公正市場価格（かかる購入権が付与される時点で決定される、当該制度に基づく割引購入価格を適用する前の価額）において25,000米ドルを超過する額の権利を付与されることになる場合
上述の(ii)の目的上、株式購入権は、当該暦年中最初に行使可能となった時点において、その権利が成立する。

10. 購入価格

委員会は随時、本第10条に従って本プランに基づく各募集期間の購入価格を決定する方法を策定する。かかる購入価格の決定は、委員会がこれを行った後に開始する最初の募集期間以降に有効となる。委員会は、かかる決定をするにあたり、ある募集期間にかかる購入価格は、(1)かかる募集期間の加入日現在の普通株式の公正市場価格、又は(2)適用される購入日現在の普通株式の公正市場価格、又は(3)かかる募集期間の加入日現在の株式の公正市場価格若しくは適用される購入日現在の株式の公正市場価格のいずれか少ない価格、のいずれかに（15%を超えない範囲の）割引を適用して算出し、決定される旨を定めることができる。本第10条の前述の定めと相反する内容に拘らず、いかなる場合も、1株当たり購入価格は普通株式の額面価額を下回らないものとする。

11. 購入権の行使

参加者が、本プラン第13条に定めのある本プランからの脱退をしない限り、参加者の株式購入権は、募集期間の各購入日に自動的に行使されるものとし、参加者は、参加者の口座にある給与天引による積立金で、適用ある購入価格において、購入権の対象となる最大数の株式（端株を除く。）を購入することとする。購入日以降に参加者の口座に残存する、1単元の株式を購入するには足りない分の金額は、次の購入日まで、当該口座に保管されるものとする。購入期間の申し込みが制限を超えている場合、又は購入期間に参加者が本プランのその他制限を超えた場合、かかる参加者の口座に残存する金銭は、当該募集期間終了後実務上可能な限り速やかに、参加者に返金されるものとする。

12. 株式の交付

購入日後実務上可能な限り速やかに、当社は、その裁量において、参加者による購入権の行使により購入された普通株式を表章する証書を各参加者に対して交付するか、当該普通株式を参加者の名義で振替簿に記録するか、又は、参加者の利益のために、当該普通株式を証券会社又は記録管理サービス機関に交付するための代替的な取扱いを行うものとする。当該証書を発行するため又は当該株式を交付するための権限をいずれかの委員会又は機関から取得しなければならない場合、当社は当該権限を取得するよう努めるものとする。当社が、当該普通株式の証書の法的な発行又は当該普通株式の交付のために当社の法律顧問が必要と見なす権限を当該委員会又は機関から取得できない場合、又はその他のいかなる理由によっても、当社が普通株式を発行又は交付できずに第20条(a)を充足できない場合、当社は、参加者に対する責任から免

れるものとする。ただし、当社は、当該普通株式が発行又は交付されることがなかった各参加者に対し、当該参加者の口座に入金された、当該株式が発行又は交付されたならばその購入に使用されたであろう金額を返還するものとする。

13. 脱退；雇用の終了

(a) 参加者は、当社への書面通知により、いずれの時点においても本プランに基づく参加者の口座に入金されている一切の給与天引額を引き出すことができる。参加者の口座に入金されている給与天引額については、参加者の脱退通知を受領後、その全額がすみやかに参加者に支払われる。本プランへの参加者の参加は自動的に終了し、その後は株式購入のための給与天引は一切なされない。当社に給与天引の再開を指示する旨の書面通知を、購入日の開始に先立つ加入期間内に当社が受領しない限り、本プランから脱退した参加者のために給与天引が再開することはない。

(b) 退職又は死亡を含む何らかの理由によって、参加者が購入期間中その継続雇用を終了した場合、当該購入期間に参加者の口座に入金された給与天引額は、参加者に返金されるか、又は死亡の場合は、参加者の遺産管理人に返金され、さらに参加者の本プランに基づく株式購入権は、かかる継続雇用の終了日をもって自動的に終了する。

(c) 参加者が、募集期間中に週20時間以上継続雇用されなくなった場合、当該参加者は、本プランからの脱退を選択したものとみなされ、当該参加者の口座に入金されていた給与天引額は、参加者に返金され、さらに当該参加者の本プランに基づく株式購入権は解約されるものとする。

(d) 参加者によるある募集期間からの脱退は、それ以後の募集期間への参加資格又は当社が本プラン以後に採択する類似のプランへの参加資格に何ら影響を及ぼすものではない。

14. 譲渡可能性

参加者の口座に入金されている給与天引額、又は本プランに基づく普通株式購入権は、そのいずれも、遺言又は相続・遺産分割に関する法律によらない限り、譲渡、引き受け、質入れ又は別途処分させることができない。本プランに基づく付与された購入権は、参加者の生存期間中、参加者のみがこれを行行使することができる。

15. 報告

本プランの各参加者に対して、個人口座が維持される。個人口座の明細書については、各購入日後すみやかに参加者により入手可能となる。かかる明細書は、給与天引額、1株当たり購入価格、購入した株式数及び現金の残額（もしあれば）について記されている。

16. 資本再構成による変動にかかる調整

(a) 第16条(b)を条件として、いかなる再組替、資本再構成、株式分割（株式配当の形式による株式分割を含む。）若しくは株式併合；いかなる合併、結合、統合若しくはその他の組織再編；普通株式に関連するいかなるスピンオフ、分割若しくは類似の非経常的な配当分配；又は普通株式若しくは当社のその他有価証券の交換若しくは普通株式に関連したそれらに類似する、非経常的若しくは特別な会社取引において（又は当該調整を実施するために必要な場合はその直前において）、委員会は、いずれの場合も本プランにより企図されるインセンティブの水準を維持する（ただし引上げることはない。）ために必要な範囲において、(1)それ以降購入権の対象となる可能性のある普通株式（又はその他の有価証券）の数及び種類（本プランに定められる株式の制限、上限及び数を含む。）、(2)発行済の購入権の対象である普通株式（又はその他の有価証券若しくは財産）の数、価格及び種類並びに(3)発行済の購入権の行使価格を、公平かつ比例的に調整するものとする。

(b) 当社の解散又は清算が提案された場合、その時点で継続中の各募集期間は、委員会により別途定めのない限り、かかる解散又は清算の完了する前までに終了する。当社が存続会社とならない若しくは普通株式に関し上場会社として存続しない場合（合併、結合、統合若しくはその他の組織再編；当社の普通株式若しくはその他の有価証券の交換；当社の事業、株式若しくは資産の全て若しくは実質的に全ての売却；又は当社が存続会社とならない若しくは普通株式に関し上場会社として存続することのないその他の事象を含むがこれらに限られない。）、委員会が本プランに基づく各購入権が承継される又は同等の購入権がかかる承継企業又はその親会社若しくは子会社から付与される旨を定めない限り、継続中の各購入期間は短縮され、当該取引/事象の発生時又はその直前の日付に対して新規の購入日が委員会によって設定されるものとする（以下「新規購入日」という。）。かかる新規購入日をもって、本プランと、その時点で継続中の購入期間と関連する募集期間は終了するものとする。新規購入日は、当該取引の完了日又はそれ以前の日とし、委員会は各参加者に対し、（実務上可能な範囲で）新規購入日の10日前までに、参加者の購入日は新規購入日に変更されたこと、そして当該日までに参加者が本プラン第13条に定めるとおり募集期間から脱退している場合を除き、参加者の購入権は、新規購入日に自動的に行使されるものとする旨を书面通知する。新規購入日の購入価格は、本プラン第10条に定めるとおり決定されるものとし、かかる購入価格の決定の目的上、新規購入日が「購入日」として取り扱われるものとする。

(c) いずれの場合においても、委員会は、本第16条に基づき付与される権限を行使するための完全な裁量を有するものとし、また本プランに基づく委員会の行為は、全ての者について最終的且つ拘束力を有するものとする。本第16条の定めに基づき承認された調整に則って本プランに基づき端株が発行されることはない。

17. 本プランの修正

取締役会は、いつでも又は随時、通知送付の必要なく本プランの全体又は一部を修正する又は中断させることができる。本プランの修正については、内国歳入法第423条に基づく本プランの意図する税効果を保持するために必要となる場合又は法若しくは適用証券取引所規則により求めのある場合を除き、株主の承認を必要としない。本プランの中断中又は下記の本第18条(b)に基づく本プランの終了後は、如何なる購入権も付与されないが、その時点で未行使の購入権に関しては、本プランの諸条件に従って委員会がその裁量権を保持する。本第17条及び第18条に基づく修正、中断又は終了のいずれも、参加者の書面同意を経ることなく、その発効日以前に本プランに基づき付与された購入権に基づく参加者の権利若しくは利益又は当社の義務に対して、参加者にとって著しく不利に働くような影響を及ぼすことはないものとする。ただし、取締役会は、ある募集期間について本プランに基づき付与された未行使の購入権に関して、かかる購入権を付与された参加者の同意を経ることなく、当該募集期間内のいずれかの購入日をもって、本プランを修正、中断又は終了することができる。いかなる場合においても、本プラン第7条(d)又は第16条に企図される変更は、参加者の同意を必要とする変更又は修正を含むものとはみなされないものとする。

18. 本プランの終了

以下の時点において、本プラン及びこれに基づく一切の従業員の権利は終了するものとする。

(a) 本第18条の最終文が適用されない場合、従業員が、本プランに基づく購入に使用可能な株式として留保されている残存株式数を上回る数の株式を購入する権利を有することになる購入日

(b) 取締役の裁量におけるいずれかの時点

上記第18条(a)に定める状況に基づき本プランが終了する場合、かかる終了日現在に残存する留保株式は、参加者に対して比例配分法により売却されるものとする。

19. 通知

本プランに基づき又はこれに関連して参加者が当社に対して行った一切の通知又はその他の通信は、当社がその受領のために指定した住所又は人物を宛先として、当社が指定した書式において受領された時点で、適法に提出されたものとみなされる。

20. 株式の発行条件

(a) 本プラン、本プランに基づく普通株式購入権の付与及び行使、並びに株式購入権の行使にあたり株式を売却、交付する当社の義務は、一切の適用ある連邦、州、地方及び外国の法及び諸規則に服し、さらに当社の法律顧問の意見において、それらに関連し必要である又は望ましいとみなされる上場、規制又は政府機関による承認を得ることを条件とする。本プランに基づき有価証券を取得する者は、当社又は子会社が要求する場合及び購入権を行使するための前提条件として、当社又は子会社に対して、適用ある全ての法的及び会計上の要件を遵守することを保証するための、委員会が必要である若しくは望ましいとみなす保証及び表明を提供しなければならない。

(b) 当社は、参加者が本プランに従って取得した普通株式の売買に関連して源泉徴収する必要があると当社が判断した、連邦、州又は地方法人税法に基づく源泉徴収額を当社が徴収するために、適切とみなされる定めを設けることができる。当社は、その選択により、(1)かかる事象に関連し当社若しくは子会社が源泉徴収することが義務付けられる若しくは源泉徴収することが認められる税額の支払いを、参加者に対して要求する若しくは規定する、又は(2)かかる事象に関連し当社若しくは子会社が源泉徴収することが義務付けられる若しくは源泉徴収することが認められる税額を、参加者

（又は参加者の個人的な代理人若しくは場合によっては受益者）に対して現金により支払われる金額から控除することができる。当社は、参加者に対して普通株式発行を承認する前に、かかる参加者が関連する税務要件を満たすことを求めることができる。

21. 従業員の権利

(a) 本プラン（又は本プランに関連するその他書類）の如何なる内容も、適格従業員又は参加者に対し、当社若しくはその子会社での雇用若しくはその他のサービスを継続する権利、雇用契約若しくはその他サービス契約を構成する権利、又はその従業員としての地位に任意の影響を及ぼすような権利を与えるものではなく、またいかなる方法においても、当社又はその子会社が、かかる者の報酬又はその他の手当に変更を加えたり、事由の有無に拘らずかかる者の雇用又はその他サービスを終了させたりする権利を中断させるものではない。しかしながら、本第21条(a)に含まれるいずれの内容も、個別の雇用契約又はサービス契約に基づきかかる者が有する明白な独立した権利に悪影響を及ぼすことは意図されていない。

(b) 如何なる参加者又はその他の者も、本プランに基づく購入権を理由として当社又はその子会社の特定資産（普通株式を含む。）又は資金について、如何なる権利、権限又は持ち分も有さないものとする。本プラン（又は本プランに関連するその他の文書）の条項や、本プランの条項に基づいて実施された如何なる行為も、当社又はその子会社と、参加者、受益者又はその他の者の間の何らかの信託又は信任の関係を生むものではなく、また生むものと解釈されないものとする。参加者、受益者又はその他の者が、本プランに基づく支払額を受領する権利を得ている場合、かかる権利は当社の無担保一般債権者の権利と同等かこれを下回るものとする。

(c) 参加者は、実際に交付されておらず、自己の名義で保有されていない普通株式に関して、株式保有にかかるいかなる特権も有さない。第16条(a)において明示的に要求される又はさもなければ委員会により明示的に規定される場合を除き、株式交付日より以前の配当又はその他株主の権利についても、いかなる調整もなされない。

22. 一般条項

(a) 本プラン、本プランに基づき付与された株式購入権及び本プランに関連するその他の文書は、デラウェア又はその他の法律においてこれと異なる定めがあっても、デラウェア州法に準拠し、且つこれに従って解釈されるものとする。

(b) 管轄裁判所が本プランのいずれかの条項について無効且つ行使不能と判断した場合においても、本プランの残りの条項は引き続き有効に存続するものとする。

(c) 本プランの各条項に記載されている見出しは、専ら参照の利便性のために付されているものである。かかる見出しは、如何なる場合においても、本プラン又はその条項の解釈の構成に重大又は関連性があるとみなされないものとする。

(d) 本プランの採択には、現在有効な当社又はその子会社のその他の報酬又はインセンティブ制度に影響するものではない。本プランの如何なる内容も、取締役会又は委員会が、(1)当社若しくはその子会社の従業員を対象としたその他のインセンティブ若しくは報酬形態を設ける権利（普通株式に関連する報酬が否かを問わない。）、又は(2)何らかの適切な会社目的に関連して（本プランが企図する株式購入権に付加し、且つその範囲外の）オプションを付与又は引き受ける権利（但し、その他のプラン又は権限に沿った範囲とする。）を制限するものとはみなされない。本プランに基づき付与された株式購入権に基づき参加者が受け取る利益は、当社又はその子会社が提供したその他の従業員福利制度又は契約に基づく恩典を決定するにあたり、当該参加者の報酬の一部とはみなされない（但し、委員会又は取締役会（又はかかる制度又は契約に資金を提供する子会社の取締役会）が書面により明白に定める又は承認する場合は、この限りでない。）

(e) 委員会はまた、特定の子会社又は地域に適用される規則、手続又はサブプランを採択することができ、かかるサブプランは、内国歳入法第423条の範囲外において設計することができ、本プランの同条に関連する定めを順守する必要はない。

2012年8月6日、2015年8月5日、2018年8月2日及び2022年8月25日付で改訂済

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし。

第2【統合財務情報】

該当事項なし。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし。

第三部【追完情報】

第1 2025年2月18日提出臨時報告書

2025年1月25日、ウエスタン・デジタル・コーポレーション（以下「WDC」又は「Company（当社）」）の取締役会は、スピノフ取引に基づき、当社のフラッシュ事業を残りのハードディスク・ドライブ事業から分離することを承認し、その結果、独立した上場会社2社として存在することとなった。

したがって、当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2、第12号及び第19号の規定により、臨時報告書を提出した。

2025年2月18日提出の臨時報告書において記載されている日本円への換算は、1米ドル＝151.96円の換算率（2025年2月10日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により換算された。

報告内容

(I) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2に基づく報告

A. 当該新設分割において、他に新設分割会社となる会社についての事項

該当なし

B. 当該新設分割の目的

WDCは、デジタル・ストレージ・ソリューションのリーディング・カンパニーとなるべく大きな前進を遂げる一方で、フラッシュ事業製品のマーケティング、サービス提供、販売、ライセンス供与、提供、流通、開発、製造及び輸出入などの事業（以下「フラッシュ事業」といい、現在はスピノフ前に実施された社内組織再編取引の結果、WDCの完全子会社であるデラウェア州法人サンディスク・コーポレーション（以下「サンディスク」という。）が保有している。）を継続的に強化し、成長させてきた。WDCの取締役会は、WDCとサンディスクを2つの独立した上場企業に分離する計画を承認した。このスピノフにより、下記の通り独立した2つの強力な事業が誕生することになる。各事業は現在、それぞれが担当する市場で主導的な地位を占めており、長期的な成長と持続可能な価値創造を全株主に提供するために、より有利な立場に立つことが期待される。

- ・WDC及びその子会社は、残存するハードディスク・ドライブ事業（以下「HDD事業」）に注力する。
- ・サンディスクはフラッシュ事業を保有する。

C. 当該新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他の新設分割契約の内容

(a) 新設分割の方法

WDCは、2024年2月5日、計画されたスピノフを実現する目的で、サンディスクをデラウェア州に設立した。サンディスクは現在までにいかなる事業活動も行っておらず、その設立に付随するもの及びスピノフに関連して発生したものを除き、いかなる種類の重要な資産及び負債も有していない。サンディスクは、スピノフに先立つ組織再編により、WDC及びその子会社のフラッシュ事業を含む法人を取得する。サンディスクは、WDCからサンディスクへの直接的又は間接的なフラッシュ資産の譲渡と、サンディスクによるスピノフに伴うフラッシュ負債の引き受けと引き換えに、WDCに現金を支払う。分離及び分配の完了後、サンディスクは独立した株式公開企業となる。

WDCの普通株式の各保有者は、分配の基準日である2025年2月12日午後1時（太平洋標準時）時点で保有しているWDCの普通株式1株に対して、サンディスクの普通株式1株の3分の1（以下「分配比率」という。）を受領する。なお、1株に満たない端数が生じた場合は、代わりに現金にて分配が行われる。

(b) WDCの株主に割り当てられる新設分割設立会社の株式の数

WDCは、WDCが保有するサンディスクの普通株式のうち、分配直前のサンディスクの発行済普通株式の80.1%を分配する。2024年12月27日時点のWDCの発行済普通株式数である約3億4,800万株に基づき、また、WDCの普通株式1株当たりに対する分配比率を適用し、WDCは、分配基準日時点でWDCの普通株式を保有しているWDCの株主に対し、合計約1億1,600万株のサンディスクの普通株式を分配することになる。WDCが株主に分配する株式数は、サンディスクの普通株式1株に満たない端数の発行に代えて現金が支払われる分だけ減少する。

(c) WDCの株主に割り当てられるその他の財産の内容

WDCの株主は、分配比率適用後に受領した1株未満の端株の代わりに現金を受領する。

(d) 取引の日程

2025年度第2四半期の初めに、WDCは分離計画のソフトスピン・フェーズに入った。ソフトスピン・フェーズは、サンディスクが法的分離時に独立運営できるよう、重要なプロセスやシステムのテストを開始する期間である。WDCは、2025年2月21日頃にサンディスクの分離を完了することを目標としている。

(e) その他の新設分割契約の内容

2025年1月25日、WDCとサンディスクの間に分離及び分配契約が締結された。

分離及び分配契約

分離及び分配契約においては、WDCからサンディスクを分離するために必要な主な取引について、サンディスク及びWDC間の合意事項を定める。同契約には、当該分配が完了した後のサンディスクとWDCとの関係性について、その一定の側面に適用されるその他合意事項も定める。両当事者の意向として、WDCの株主に対しサンディスクの普通株式を分配する直前に、分離及び分配契約を締結する。

資産移転及び債務引受 分離及び分配契約においては、WDCの再編成の一環として、サンディスク及びWDCの各当事者に対し移転されるか若しくは各当事者により保持されることになる資産、各当事者により引き受けられるか若しくは保持されることになる負債、及び各当事者に対し譲渡されることになる契約を特定し、さらに、両当事者が分離及び分配契約を締結するよりも前に、かかる移転、引受、及び譲渡の多くが既の実施されているであろうものの、かかる移転、引受及び譲渡の実施時期及び実施方法について記載する。分離及び分配契約は、特に、同契約に記載される条件に従い以下のとおり定める。

- 「フラッシュ資産」を構成する資産のすべては、サンディスク若しくはサンディスクのいずれかの子会社により保持されるか又はサンディスク若しくはサンディスクのいずれかの子会社に対し移転される。フラッシュ資産は、とりわけ、フラッシュ事業と主に関連する資産（分離及び分配契約に別途定める場合を除く。）、フラッシュ事業又はサンディスクに対し割り当てられた資産若しくは負債に関連する限りにおける請求権のすべて、及びフラッシュ資産に指定された一定の所有賃貸不動産物件により構成される。フラッシュ資産に相当しないWDCのその他資産のすべては、WDCにより保持されるか又はWDCに対し移転される。上記のとおり保持される資産には、とりわけ、一定の所有賃貸不動産物件、及びフラッシュ事業又はサンディスクに対し割り当てられた資産若しくは負債に関連しない限りにおける請求権のすべてを含む。WDCは、サンディスク及びサンディスクの子会社における現金及び現金同等物のうち、当該分配の時点で1,000百万ドルを上回る金額を減じる可能性がある。

- WDCは、サンディスクに対し、とりわけ、フラッシュ事業の経営及び運営及び／又はフラッシュ資産の所有、運用又は使途と関連する限りにおける負債（当該分配に先立ち、既に処分されているか又は中断されている事業の負債を除く。）並びにフラッシュ資産に指定された所有不動産物件又は賃貸不動産物件に起因する一定の環境負債を含め、一定の負債（かかる負債が当該分配の時点に若しくはその前後に発生するかを問わず、かかる負債が発生する時期及び場所にかかわらず、又はかかる負債が主張され若しくは確定される場所若しくは対象者にかかわらないものとする。）を移転し、かつサンディスクは、かかる一定の負債を引き受ける。WDCは、サンディスクにより引き受けられなかった負債のすべてを保持する。
- 分離及び分配契約又は付随的な契約に別途定める場合を除き、WDCは、分離及び分配契約又は付随的な契約の作成、締結、交付及び履行に関連して、当該分配の時点において若しくはそれよりも前に、WDC又はサンディスクにより負担された費用及び経費のすべてに責任を負う。また、各当事者は、分離及び分配契約又は付随的な契約の作成、締結、交付及び履行に関連して、当該分配以降に発生した自らの直接的かつ間接的な費用及び経費を負担するものとする。

従業員関係契約により明示的に取り扱われる給与税並びにその申告及びその他の税務に関する事項を除き、租税に関する負債の割当ては、税務関係契約においてのみ取り扱われる。

分離及び分配契約又は付随的な契約に明示的に定める場合を除き、すべての資産は、「現状ありのまま」の状態に移転され、かつそれぞれの譲受人は、財産移転証書が、当該譲受人に対し担保権が一切付いていない良好な権原を付与するには、不十分であることが明らかになるという経済的かつ法的なリスク、必要な承認若しくは政府認可が取得されていないという経済的かつ法的なリスク、及び法律上又は判決上の要件が遵守されていないという経済的かつ法的なリスクを負担する。

このインフォメーション・ステートメントにおける当該分離後の両当事者の資産及び負債に関する情報は、文脈上他の意味に解すべき場合を除き、分離及び分配契約に従うかかる資産及び負債の割当てに基づき提出される。分離及び分配契約及び当該分離に関するその他契約に基づきいずれかの当事者により引き受けられることになるか、又はいずれかの当事者が補償義務を負う一定の負債及び債務は、他方の当事者の法律上又は契約上の負債若しくは債務である可能性があり、かつ当該分離後も引続き他方の当事者の法律上又は契約上の負債若しくは債務である可能性がある。引続きかかる法律上又は契約上の負債若しくは債務を負うかかる各当事者は、かかる法律上又は契約上の負債若しくは債務に関する履行義務及び支払義務又は補償義務を充足するため、分離及び分配契約に基づき、該当する場合、かかる負債又は債務を引き受けた該当の当事者、又はかかる負債又は債務に関する補償義務を負う該当の当事者に依拠する。

分配 分離及び分配契約は、かかる分配案に関する両当事者の権利及び義務にも適用される。分離及び分配契約においては、当該分配に先立ち、サンディスクは、WDCに対し、その時点におけるサンディスクの発行済普通株式の株数が、当該分配を実施するのに必要なサンディスクの普通株式の株数と同等であるものとするような株数のサンディスクの普通株式を、株式配当として発行するものとする旨を定める。WDCは、自らの代理人をして、当該分配の適切な基準日現在で、WDCの普通株式保有するWDCの株主に対し、サンディスクの発行済普通株式の80.1%を分配させる。WDCは、当該分配の条件、及び当該分配を実施するか否かについて、これを決定（かつ変更）することにつき、かつ、自らが実施することを決定した限りにおいて、分配日を決定することにつき、唯一かつ絶対的な裁量権を有する。

条件 分離及び分配契約においては、当該分配には、WDCが自らの唯一の裁量権により充足又は放棄しなければならない複数の条件が適用されることを定める。サンディスクのWDCからの分離に関する条件の詳細については、「分離及び分配 - 分配の条件」（“The Separation and Distribution-Conditions to the Distribution”）と題するセクションを参照されたい。

免除及び補償 分離及び分配契約又は付随的な契約に別途定める場合を除き、各当事者は、他方当事者及び他方当事者の子会社及び関係会社、並びに該当する場合、現時点において他方当事者又は他方当事者のいずれかの子会社の株主、取締役、共同経営者、管理職、業務執行社員、役員、代理人若しくは従業員であるか、又は従来から上記の立場にあるすべての者（いずれの場合も、それぞれの上記の立場による。）（但し、WDC又はサンディスクの株主を除く。）（以下「被補償当事者」という。）を、当該分離若しくは分配を実施するための取引及びその他のすべての活動に伴う場合を含め、当該分配の時点で既知であるか否かを問わず、当該分配の時点において若しくはそれ

よりも前に、存在する負債のすべてから、又は、生起する若しくは生起しない行為若しくは事象、若しくは生起したとされる若しくは生起しなかったとされる行為又は事象、若しくは存在する若しくは存在したとされる状況に起因する負債のすべてから、免除しかつ永久に解除する。上記の免除は、当該分配の時点で終了することになっていない両当事者間のいずれかの契約に基づくか若しくは関連する、当該分離以降の義務には、拡大適用されない。さらに、分離及び分配契約には、分離及び分配契約に別途定める場合を除き、原則として、サンディスクにおけるフラッシュ事業の債務及び負債の財政的責任及びWDCにおけるWDCの事業の債務及び負債の財政的責任を負わせることを目的とする相互補償を定める。特に、各当事者は、以下の事項に直接的に起因するいかなる損失についても、他方当事者及び該当する被補償当事者を補償し、防御しかつ免責し、かつ各当事者の子会社をして、同様に補償させ、防御させかつ免責させる。

- 各当事者が、分離及び分配契約に従い引き受けるか又は保持する負債（いずれかの当事者が、分離及び分配契約に従い各当事者の条件に基づき、該当する場合において、引き受けるか又は保持する負債を返済、履行又は別途速やかに弁済できないことを含む。）。
- かかる当事者又はかかる当事者の子会社が、当該分離以降に分離及び分配契約又は付随的な契約に従い、自らが履行すべき誓約若しくは義務に違反すること又はかかる誓約若しくは義務を履行しないこと。但し、上記の付随的な契約において、別個の補償を明示的に定める場合を除くものとし、この場合は、かかる補償の請求が、かかる付随的な契約に基づき行われる。

各当事者の上記の補償義務については、制限を取り除く。但し、各当事者の補償義務の金額は、補償される当事者が受領する保険金（保険料の引き上げ分を差し引く。）の金額だけ引き下げられることを条件とする。分離及び分配契約においては、補償の対象となる請求に関する手続及び関連する事項も規定する。租税に関する補償については、税務関係契約のみに準拠する。

保険 サンディスクは、サンディスクの保険の補償範囲を確保しかつ維持することについて全般的に責任を負い、かつ当該分離後には、WDCの保険証券に基づく被保険者ではなくなる。

競業禁止 WDCは、分離及び分配契約に基づき、かつ一定の例外があることを条件として、当該分離から40ヶ月間につき、スタンドアローンSSDを開発、製造、取引又は販売することはない。

紛争解決 一定の例外があることを条件として、分離及び分配契約若しくは付随的な契約、又はこれらにより意図される取引に起因し、関係し、又は関連して、WDCとの間に紛争が生じた場合、両当事者により指定され得る代理人は、30日以内の期間に紛争を解決しよう交渉する。両当事者が上記の方法により紛争を解決できない場合、各当事者は、最終的判断について、デラウェア州衡平法裁判所及びデラウェア州内におけるその上訴裁判所に対し、専属的に当該紛争を提起し、判決に付すよう求めることができるものとする。

分離及び分配契約が適用されるその他事項 分離及び分配契約が適用されるその他事項には、情報入手、秘密保持、共有される契約の取扱い、当該分配及び関連する第三者からの同意取得後に完了する移転、保険証券の入手及び保証残高の取扱いを含む。

D. 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

WDCがサンディスクの全普通株式を株主に分配しない計画は、分配後の12か月間にWDCの負債を直接的又は間接的に削減することを含め、WDC及びサンディスクのそれぞれにとって適切な資本構造を、効率的かつ非課税による費用対効果の高い方法で確立したいというWDCの意向によるものである。WDCは、分配後の12か月間に、WDCの債権者が保有するWDCの債務とサンディスクの普通株式を1回以上交換すること、及び／又はWDCの株主に対してサンディスクの普通株式を配当として分配すること若しくはWDCの発行済普通株式と交換することにより、分配後にWDCが保有するサンディスクの普通株式をすべて処分する予定である。

E. 当該新設分割の後の新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	サンディスク・コーポレーション
----	-----------------

本店の所在地	米国 95035、カリフォルニア州、ミルピタス、サンディスク・ドライブ951
代表者の氏名	氏名：デヴィッド・V・ゲクラー 役職：最高経営責任者
資本金の額(普通株式及び資本剰余金) (2024年9月27日現在の参考数値)	11,352百万米ドル (1,725,050百万円)
純資産の額（株主資本合計） (2024年9月27日現在の参考数値)	11,352百万米ドル (1,725,050百万円)
総資産の額 (2024年9月27日現在の参考数値)	14,833百万米ドル (2,254,023百万円)
事業の内容	差別化されたイノベーションエンジンによってストレージと半導体技術の進歩を推進するサンディスクは、学生、ゲーマー及びホームオフィスから大企業やパブリッククラウドまで、あらゆる人々が、増え続ける多様なデータをキャプチャし、保存し、それらにアクセスし、変換できるよう、広範で拡大し続ける強力なフラッシュ・ストレージ・ソリューションのポートフォリオを提供している。サンディスクのソリューションには、ソリッド・ステート・ドライブ（SSD）が組み込まれた製品、リムーバブルカード、ユニバーサル・シリアル・バス（USB）ドライブ並びにウエハー及びコンポーネントなど幅広い製品が含まれる。サンディスクの幅広い技術及び製品ポートフォリオは、「クラウド」、「クライアント」及び「コンシューマー」といった複数のエンドマーケットに対応している。

*上記の財務情報は、サンディスクが2024年11月25日に米国証券取引委員会（SEC）に提出したインフォメーション・ステートメント（「サンディスクのForm 10」）に記載された未監査の参考数値による要約結合貸借対照表から抜粋したものである。未監査の参考数値による要約結合貸借対照表は、スピンオフ及び関連取引がサンディスクの最新の貸借対照表日である2024年9月27日に発生したものと仮定して作成されている。上記の「事業の内容」情報もまた、サンディスクのForm 10から抜粋したものである。

(II) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告

A. 当該事象の発生年月日

2025年1月25日

B. 当該事象の内容

当社取締役会は、スピンオフ取引に基づき、当社のフラッシュ事業を残りのハードディスク・ドライブ事業から分離することを承認し、その結果、独立した上場会社2社として存在することとなった。詳細については、上記(Ⅰ)を参照のこと。

C. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当社は現在、当該事象が当社の連結損益及び非連結損益に与える影響額を確認中である。

第2 2025年2月25日提出臨時報告書

当社の最高経営責任者の異動があったため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定により臨時報告書を提出した。

報告内容

(1) 当該異動に係る代表者の氏名、職名及び生年月日

退任

氏名：デヴィッド・V・ゲクラー (David V. Goeckeler)

旧役職名：最高経営責任者 (Chief Executive Officer)

新役職名：該当なし

生年月日（年齢）：1961年10月12日（63歳）

就任

氏名：アーヴィン・タン (Irving Tan)

旧役職名：グローバル・オペレーション担当執行副社長 (Executive Vice President of Global Operations)

新役職名：最高経営責任者(Chief Executive Officer)

生年月日（年齢）：1970年3月16日（54歳）

(2) 当該異動の年月日

2025年2月21日

(3) 当該異動の日における当該代表者の所有株式数

デヴィッド・V・ゲクラー：535,044株

アーヴィン・タン：0株

(2025年2月14日現在)

(4) 新たに代表者となった者の主要略歴

タン氏は現在、当社のグローバル・オペレーション担当執行副社長である。同氏は、製造オペレーション、調達及びサプライチェーン並びにITなど、グローバル・オペレーション部門全体に対する責任を負う。卓越したリーダーとして広く知られるタン氏は、営業及びグローバル・オペレーション、市場移行並びに顧客及び政府力学において数十年の経験を有する。当社入社以前は、シスコ・システムズ・インクで執行副社長兼グローバル・チーフ・オブ・オペレーションズを務め、営業、エンジニアリング、サプライチェーン及びサービスなど、すべてのコアビジネス部門において、生産性向上及びイノベーションによる成長を目標とした同社の経営戦略の策定及び実行を担当した。タン氏は現在、SATS Ltd.（シンガポール空港ターミナルサービス）の取締役会長を務めている。

第3 本有価証券届出書に組み込まれる外国会社報告書の事業年度末（2024年6月28日）以後本届出書提出日までの間の（発行済株式総数及び）資本金の増減

年月日	発行済株式総数		資本金 (普通株式及び払込剰余金)	
	増減数 (百万株)	普通株式残高 (額面金額0.01米ドル) (百万株)	増減額 (百万米ドル)	残高 (百万米ドル)
2024年6月28日		343		4,755
2024年12月27日	5	348	\$133	4,888

第4 本有価証券届出書に組み込まれる外国会社報告書の提出日（2024年10月24日）以後本届出書提出日までの間の「事業等のリスク」に関する変更

下記を除き、本有価証券届出書に組み込まれる外国会社報告書及びその補足書類に記載された「事業等のリスク」について、当該外国会社報告書の提出日（2024年10月24日）以後、本有価証券届出書の提出日である2024年10月24日までの間において重大な変更は生じていない。

また、当該外国会社報告書及びその補足書類に記載された将来に関する事項は、本有価証券届出書の提出日である2024年10月24日において判断した事項である。

市場リスクについての定量的及び定性的開示

外貨リスク

当社は、他のすべての変数を一定とした上で、米ドルに対する外国為替レートの水準が10%不利な方向に動いたと仮定した場合の公正価値の変化を計測するモデル化手法を用いて、2024年12月27日現在の感応度分析を行った。かかる分析は、潜在的なエクスポージャーを相殺するために用いられる、当社の外国通貨デリバティブ契約のすべてを対象としている。感度解析を行う際に使用した為替レートは、2024年12月27日の市場実勢レートに基づいている。感度解析において、米ドルに対する外国為替レートの水準が10%不利な方向に動いたと仮定した場合、2023年12月27日現在、239百万米ドルの外国為替公正価値損失が生じることが示された。

金利リスク

当社は通常固定利及び変動利付債券の残高を有している。2024年12月27日現在、当社の変動金利債券はタームローンA-2で構成されており、これは様々な指標金利に基づいている。

2024年12月27日現在、当社の変動金利債券の残高は2.5十億ドルであり、変動金利が1%上昇した場合、当社の年間支払利息は25百万米ドル増加する。

第四部【組込情報】

(1) 2024年度外国会社報告書及びその補足書類 2024年10月24日 関東財務局長に提出

尚、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としている。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

第六部【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし。